

子発0713第3号
平成30年7月13日

各都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
（ 公 印 省 略 ）

保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況の
調査について（依頼）

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法については、先般、「保健所設置市以外の市町村における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年4月25日付子母発0425第2号）により、旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で保健所設置市以外の市町村が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録の保全を依頼したところです。

今般、更に保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況について調査を行うこととしたことから、貴都道府県におかれては、管内の保健所設置市以外の市町村に対して、別添の調査要領に従って別紙調査票による調査を実施していただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

[送付資料]

- ・ 保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領
- ・ 調査票・調査様式